　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（別記第８号様式）

　　　　　　　　　　 ＊拾得者から引き取った動物の譲渡用

**動物（犬・猫）の飼養についての誓約書**

　　私は、この度、北海道から譲り受ける動物（犬・猫）について、次の事項を遵守し、

　「模範的な飼い主」として適正に飼養することを誓います。

記

１　譲り受けた動物の生理、生態、習性等を理解するとともに、人への危害防止等他人に迷惑をかけ　ないよう飼い主の責任を十分に自覚し、愛情を持って適正に終生飼養します。

２　譲り受けた犬・猫にマイクロチップを装着し、環境省データベースに所有者情報を登録します

（※既に装着されている場合は変更登録が必要。引越しなど内容変更があった場合にも変更登録が必要です）

３　生後９１日以上の犬については、「狂犬病予防法」に基づき登録し、年に１回狂犬病予防注射を受けさせます。鑑札※と注射済票を、首輪に装着します。

　（※「狂犬病予防法の特例」参加市町村にあってはマイクロチップを鑑札と見なすことができます）

４　猫は室内飼育します。

５　自身が適正に飼養できる頭数を超えないよう、事前にその動物に避妊・去勢手術を行います。

６　譲り受けた動物が疾病等に罹った場合には、適切な治療を受けさせます。

７　譲り受けた動物に病気、行動、その他の問題があった場合であっても、北海道に対し、その責任　を一切問いません。

８　譲り受けた動物を他の人に譲ったり、営利を目的とした行為に用いません。

９　飼い主の入院など飼養が困難となる事態に備え、あらかじめ預かり先を確保しておきます。やむを得ない事情により飼養が継続できない場合は、自ら責任を持って新たな飼い主を探し、結果を空知総合振興局に報告します。

１０ 「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」、また、犬においては「狂犬病予防法」など、関係法令に定められた事項を遵守します。

１１ 後日、元の飼い主が判明した場合、その飼い主に返還するなど、当事者間で問題を解決します。

　　　　　　　年　　月　　日

　　北海道空知総合振興局長　 　様

北海道　　　　保健所長

お名前